

2025年3月19日

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室 御中

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針変更案」に関する意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
事務局長 郷野 智砂子

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針変更案」について、その後のパブリックコメント及び各省協議を踏まえた現時点の変更案につきまして、賛成する立場から、以下の通り意見を申し述べます。

事業系食品ロス削減が進んだ理由として、「納品期限の緩和や賞味期限の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、」と追記された点、家庭系食品ロスの半減目標については、「2030年度を待たず早期達成」と追記された点に賛同いたします。食品ロス削減の取組は、消費者と食品関連事業者の双方向のコミュニケーションによる「連携・協働」が大切です。それぞれの役割を果たしながら、家庭系食品ロスの半減目標についても早期達成されることを期待します。

今回提案された「基本的な方針」より新たな取組が加わり、食品ロスの削減だけでなく、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を一元的に発信する「食の環」プロジェクトが始まります。「食の環」の概念を消費者に分かりやすく伝え、社会の共通認識とするためには、地方自治体や民間事業者への周知を更に進めながら、先進的な取組や優良事例の情報提供、ロゴマークの利用実態等を目に見える形で共有し、認知度を上げることが重要です。

また、「基本的な方針」の最後に、実施状況の点検と基本方針の見直しとありますが、定期的な見直しを行いブラッシュアップしていくことはとても重要です。ここに掲げられた「食品ロス削減の推進に関する基本的施策」が止まることなく、常に前進していくことを期待しています。

消費者としても、社会全体で一体的に推進するための理解を深め、周知啓発に努めて参りたいと思います。

以上

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の変更案を踏まえて、今後の取組みに期待すること

2025年3月19日

(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

今回、食品ロス削減の新たな目標が定められ、本目標の達成に向けて取組んで参りますが、目標達成には現行の取組みに加えて、更なる取組みが必要です。

今後、以下の取組みに期待いたします。

1. 「食の環プロジェクト」として、食品ロス削減、食品寄附促進および食品アクセスの確保を一元的に発信していくことや、また、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の策定により、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知を進めることは、大変意義深いことです。
今後、消費者への周知や取組みが進展することに期待するとともに、地域の特性等を活かした食品ロス削減の取組みについて、国・自治体等とともに検討を進めていきたいと考えています。
2. 今回、「食品寄附ガイドライン」が策定され、安心して寄附できる環境が整備されることを期待しています。一方で、「一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定する仕組みの構築」や、「食品寄附に伴う民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指す」とのことですが、食品寄附に関連した問題が発生した場合、寄附者に賠償責任が問われる可能性がある限り、フードバンク等への寄附が進まないことが懸念されます。「フードバンク団体の認定制度の構築」や、「免責等の法的責任の制度化」について、早期の実現を期待しています。
3. 「食品寄附を行う事業者の取組みを促進するため、税制上の取扱いの周知」について、食品寄附を促進するためには既存制度の周知も重要ですが、「フードバンク等へ食品を寄附した法人に対して、全額損金額の上乗せによる税制措置の拡充」について要望を行っています。早期の実現を期待しています。
4. ローリングストックはコンビニでも普及促進に取り組んでおりますので、今後、国・自治体等と連携し周知徹底を図って参りたいと考えています

以上

基本的な方針を踏まえ今後の取組に期待すること

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

代表理事 米山 廣明

1. 国内フードバンクの現状と課題

(1) 社会的支援ニーズの増加

- 物価高騰の影響により、経済的困難を抱える世帯が急増し、フードバンクへの支援ニーズが拡大。

(2) 1団体あたりの食品寄付の減少

- フードバンク団体数は2018年度の138団体から、2024年11月時点で279団体と倍増。その結果、食品寄付が分散し、1団体あたりの取扱量が減少傾向。
- 社会的ニーズが増加する一方でフードバンク団体での食品不足が深刻化。

(3) 運営基盤の脆弱性

- 約半分のフードバンク団体が運営資金500万円未満、有給スタッフ0名でボランティアスタッフのみという厳しい運営状況。
- マンパワーや食品の保管・運搬・配布能力が限られ、支援拡大が困難。

2. 今後の取組に期待すること

(1) 実態調査及び調査・研究の推進について(基本方針 P14)

- 食品寄附の飛躍的な増加には、既存の税制優遇措置の拡充が必要不可欠
- アメリカの税制を調査し、企業が廃棄よりも寄付を選択することで利益に直結する環境を整備する。
- EBPM推進の観点から、フードバンクの取扱量等を正確に補足するための経年的な調査(フードバンクの認知度、団体数、食品取扱量等)を実施する。
- 事業系食品ロスの促進に伴う食品企業が保有する滞留在庫の減少が、有事の食料安全保障にどのように影響するか調査を行う。

(2) フードバンクの認定制度について(基本方針 P16)

- 認定基準が低すぎると制度の価値が低下し、高すぎると団体の意欲を削ぐため、適切な水準での設定をお願いします。

3. 国の災害用備蓄食品の有効活用について(P17)

- 入れ替えに伴い、各省庁がフードバンクへ提供する災害用備蓄食品について、フードバンク側の引き取りではなく、各省庁において発送料の予算確保をお願いします。

4. その他(フードバンク支援のための財源確保)

- アメリカのフードバンク取扱量は739万トンであり、それを可能にする運営体制(マンパワーを含む食品の保管・運搬・配布能力)が存在。
- フードバンクの取扱量増加には、運営体制強化のための財源確保が不可欠。
- 現場のニーズに沿った基金を造成するなど、財源の確保をお願いします。

以上